

# 空っぽの家

きちんと管理  
していますか？



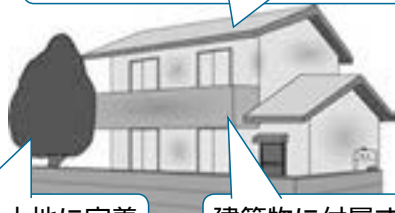
全国的に「空き家」が原因で、さまざまな問題が発生していることから平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。所有者や管理者などは、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めることとされています。市では「福島市空家等対策計画」を策定し、それに基づいて皆さんに空き家の発生予防や空き家の適切な管理をお願いしています。

■問／開発建築指導課 ☎573-2751

## そもそも、空き家の定義とは？

建築物や建築物に付属する門・塀などの工作物およびその敷地で日常的に居住や使用されていないことが常態(おおむね年間を通して使用実績がない)であるものをいいます。

建築物…土地に定着する工作物のうち屋根および柱または壁を有するもの



敷地…敷地・土地に定着する立ち木、門や塀など

建築物に付属する工作物…看板、給湯設備、バルコニーなど

## 空き家を放置するとどうなるの？

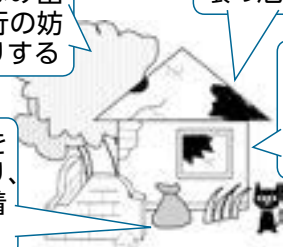
空き家を放置すると、地域の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

庭木が生い茂り、隣の家まではみ出したり、通行の妨げになったりする

建築物の傷みから倒壊の危険性も有る

割れた窓ガラスが落ちて通行者にけがをさせたりする

不法にごみを捨てられたり、動物が住み着いたりする



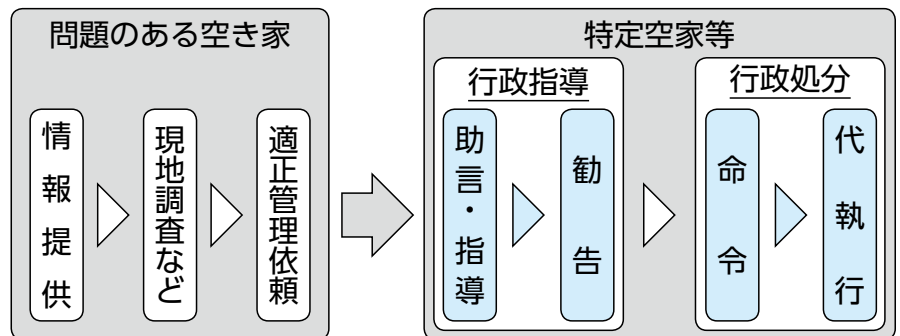
「問題のある空き家」として判断される場合も！

## 市は「問題のある空き家」に対して、どのような対応をとるの？

市では、通報などによって「問題のある空き家」を確認した場合、所有者などに文書などで速やかな改善を求めます。

市の調査によって「特定空家等<sup>※</sup>」と判断された場合、その所有者などに対して必要な改善が図られるよう、助言・指導、勧告、命令、代執行と段階的に行政措置を行います。

※市が著しく保安上危険・衛生上有害となる恐れのある状態などと判断した空き家。



そうなる前に！

空き家の相談はどこにしたらいいの？

日頃から

## 管理しよう！

「問題のある空き家」にしないために、適切な管理をお願いします。

- ①所有者や管理者が定期的に建物の状態を確認し、空き家になる前の状態の維持に努めましょう。
- ②相続が発生したら、速やかに土地・建築物の登記手続きを行いましょ。
- ③問題が起きた場合に速やかに対応できるように、空き家がある地域の代表者や近隣の方などと連絡が取れるよう努めましょう。

## 空き家に関する相談先

- ◆空き家・古民家の住みいるマッチングナビへの登録、活用、改修について  
問／福島県空き家・古民家相談センター ☎521-5252 (住みいるマッチングナビ) 検索  
(午前9時～午後5時 土・日曜日、祝日を除く)
- ◆空き家の相続・登記、財産管理、成年後見人について  
問／県司法書士会総合相談センター ☎0120-81-5539  
(午前10時～午後4時 土・日曜日、祝日を除く)
- ◆住宅の庭木の手入れや除草作業などについて  
問／シルバー人材センター ☎531-2511  
(午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日、祝日を除く)